



Title	自衛隊生徒の発足 -1955年の少年兵-
Author(s)	逸見, 勝亮; Hemmi, Masaaki
Citation	日本の教育史学, 45, 162-180
Issue Date	2002
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/626
Type	journal article
File Information	JieitaiSeito.pdf



自衛隊生徒の発足 1955年の少年兵

逸見 勝亮 (北海道大学)

Establishment of Japan Self-Defense Forces' Youth Cadets

: Youth Soldiers in 1955

Masaaki HEMMI

はじめに

1 自衛隊生徒の記憶 1959年・室蘭

自衛隊生徒は1955年4月1日に発足した。当初の呼称は「三等陸海空士」もしくは「生徒隊」であった。僕が自衛隊生徒のことを少年自衛隊として知ったのは1959年4月、高等学校の入学式の日である。H中学校から入学してきたYから、Sは少年自衛隊へ行ったと聞いた。前年夏の郡内中学校バレーボールリーグ戦会場校の生徒会長として、出場選手を前によどみなく歓迎の挨拶をしたSの消息を、彼に訊ねたのである。僕は背が高く端正な顔立ちのSを憶えていた。Yは「母子家庭だ」と言葉をつないだ。僕はSの進路を知ったとき、中学校卒業後の職業に自衛隊を選択した同年齢の少年がいたことに衝撃を受け、「気後れ」とでもいうべき気分を襲われた。今もそれが蘇る。僕には早い「自立」と見えたからである。

2 中学校卒業後の進学問題と自衛隊生徒

僕の幼馴染みAは、中学校卒業者を熟練工に育成する日本製鋼所室蘭製作所付設の高等工業学校に採用され、高等学校夜間定時制課程に通っていた。Iは富士製鉄室蘭高等工業学校を望んだが、不採用となり、工業高校へ進んだ。ふたりとも僕と似通った境遇にあった。中学校卒業後の就業が上級学校進学と混然としている、否むしる進学と捉えられているような制度 かつての鉄道教習所・通信講習所・大企業の熟練工養成施設・陸軍少年飛行兵学校・海軍飛行予科練習生などは学校とほぼ同義であった が存在していた。これらは、成績が良くとも上級学校に進学できない経済的条件下にある、あるいはただちに自活しようとする少年たちにとってきわめて重要な意味をもった。自衛隊生徒はこのような制度に連なっていた。

3 自衛隊生徒募集案内 2000年・札幌

(1) 札幌市の広報事業と自衛隊生徒募集

『広報 さっぽろ』(2000年11月号、30頁)は、「自衛隊生徒の募集」の小さな

記事を掲げ、対象は中学校卒業(または見込み)の17歳未満の男子であり、2000年11月6日から申込書を札幌市各区役所地域振興課で配布すると報じた。僕は11月7日に札幌市北区役所に出向き『平成12年度 自衛隊生徒募集案内』を入手した。『案内』の表紙にはYOUTH CADETSとあった。cadetは陸海軍将校生徒あるいは士官候補生を意味する¹。

『案内』は自衛隊生徒の概略を次のように説明する。

科学技術の進歩が著しい現代、自衛隊の装備も常に現代科学の粋を集めたものが各分野で使われています。これらの優れた最新装備を扱うためには、特に素質の優れた若い人たちの知識と技術が必要であり、このような観点から、専門技術者としての陸・海・空曹を養成するために、若い中学校卒業者を対象とした制度です。この制度は1955年に発足し、99年度には第46期生が入隊し、これまで多くの自衛隊生徒出身者が、部隊等で活躍しています。入隊と同時に3等陸・海・空士に任命され、4年の生徒課程の間に2士・1士・士長と昇任し、教育終了時3等陸・海・空曹に昇任します。給与・手当を支給されながら、教育を受けられる、魅力的な制度です。

『案内』などによれば、所在地・待遇などは以下のとおりである。

学校所在地・卒業資格取得高等学校(通信制課程)など

	所在地	定員	卒業資格取得高等学校
陸上自衛隊 少年工科学校	神奈川県 横須賀市	約250人	神奈川県立湘南高等学校
海上自衛隊 第一術科学校	広島県安芸郡 江田島町	約60人	広島県立西高等学校
航空自衛隊 航空教育隊	埼玉県熊谷市	約50人	私立科学技術学園高等学校

待遇など

全員が生徒宿舎で生活し、被服・寝具・食事・宿舎費は無料、三士の俸給月額155,900円、期末・勤勉手当年間4.75ヵ月分、三曹の俸給月額は194,000円(いず

れも2000年4月現在)

(2)町内会を通じた自衛隊生徒募集

2000年11月上旬に、札幌市清田区平岡北町内会は、自衛隊札幌地方連絡部南部地区隊が作成した「自衛隊生徒『少年工科大学校』など説明会のご案内」²を回覧した。同地区隊が、11月19日午前10時～11時に、清田区民センターで男子中学生と保護者、中学校教員を対象に開催する説明会の案内である。案内には、自衛隊生徒は「中学校卒業者を対象とした自衛隊の教育制度」であり、高等学校卒業資格を取得でき、「自衛隊の専門技術者として活躍します」と謳ってある。部隊に勤務しながら「大学(部)へ進学する人も多く、また防衛大学校、航空学生などへ進学する卒業生もいます」ともある。

4 本研究の課題

管見の限り先行研究は見あたらない。とはいえ、安田武(1922～86)のルポルタージュ『少年自衛隊』(東書房、1956年)が僕にとっての里程標である³。彼は秋田県に赴き応募者や教員から聞き取り調査を行い、陸上自衛隊通信学校生徒隊を訪問して自衛隊生徒へのインタビューを行った。

本研究は、自衛隊生徒発足の過程、自衛隊生徒の法制上の位置、陸上自衛隊生徒を中心とする募集の状況、教職員組合の対応、陸上自衛隊少年工科大学校と神奈川県立湘南高等学校通信制とのかわりを歴史的に解明する。そして、本研究は、1959年に「『少年自衛隊』の問題はすべて人々の関心から消え去って行った」と述べながら、その後は自衛隊生徒について触れることがなかった安田武に答えようとするものでもある⁴。なお、陸上自衛隊生徒に限定するのは、規模が大きいことと資料の制約による。

自衛隊法と自衛隊生徒

1 「自衛隊法」「自衛隊法施行令」等における自衛隊生徒に関する規定

自衛隊は1954年7月1日に発足した。保安隊から自衛隊へ飛躍する過程で、自衛隊生徒の構想は生まれた。しかし、陸上自衛隊少年工科大学校の記録⁵は、1953年度のこととして「生徒制度について、内局、一幕で研究」と記すのみであり、その時期を特定するのは困難である。内局は保安庁長官官房・保安局・人事局・経理局・装備局、一幕は保安隊第一幕僚監部のことである。第一幕僚監部は地上部隊を統括していたが、内局とあるからには、生徒制度全般について検討したの

は確かである。

安田武は「少年自衛隊の募集は、技術下士官の不足について、深刻に思い悩んでいた防衛庁が、年余にわたる検討の上に決定したものだ、ということ、秋田へ出発して来る前日、防衛庁のクラブにいる記者から私は聞かされてきた。(新聞の報道は、ふってわいたように唐突であったが、計画自体は決して唐突ではなかった。)」と述べている⁶。

「自衛隊法」(1954年6月9日公布)には自衛隊生徒の文言はない。同法で自衛隊生徒にかかわるのは、「学校」設置を規定した第24条、三等陸海空士の階級を規定した第32条である。

政府は、1954年3月11日、「自衛隊法案」を第19回国会に提案した。衆議院では、政府・議員双方とも自衛隊生徒に一切言及していない。参議院では、本会議(1954年3月18日)で、矢嶋三義(日本社会党、熊本県教職員組合委員長などを歴任)が代表質問で「少年自衛隊制度とも申すべき中堅幹部養成制度の創設」と述べた⁷。本会議では「少年自衛隊制度」「中堅幹部養成制度」と言及したに過ぎなかったが、5月27日の参議院内閣委員会における矢嶋と加藤陽三保安庁人事局長との応答で、三等陸海空士の内容は幾分鮮明となった。

矢嶋三義 ……三等陸士というのは今度できたわけではありますが、他の私書面で調べたところによりますと、これは通信とか整備、施設、それらの特科の方面に中学校卒業の十六歳以上の少年を集めて訓練する機関が設けられるためにこうなったのだ、いわば戦前の少年兵ですね、こういう制度が生まれるのだと、こういうふうに私は書面で見たことがあるのですが、さようでございますか。

加藤陽三 三等陸士につきましては、通信を中学校卒業程度の者を採用いたしまして訓練することを考えているのであります。その他は若干のむずかしい技術のものにつきましても考えております。

矢嶋三義 ということは、いずれ近き将来、名前は適当でないかも知れませんが、少年戦車兵、少年飛行兵、少年通信兵、こういう恰好のものが生まれると、こういうふうに私は想像されるのですが、そういう方向にあるわけですね。

加藤陽三 少年通信兵とか少年戦車兵とかというような名前は別といたしまして、

中学校卒業程度のものを若い時からみっちり技術的に仕込みたい。そうしてそれを技術の部隊の中枢にいたしたいという考えは持っております⁸。

これが自衛隊法制定時の議会における三等陸士、後の自衛隊生徒に関する唯一の議論であり、公になった最初である。加藤は、中学校卒業者を三等陸士に採用し、将来自衛隊の「技術の部隊の中枢」とすると述べた。新聞はこの遣り取りを報道しなかった。

「自衛隊法施行令」(1954年6月30日公布、政令第179号)第33・34・35条はそれぞれ陸上・海上・航空自衛隊学校設置を定めたが、自衛隊生徒の存在を示唆するものはない。

ところで、「自衛隊法施行規則」(1954年6月30日公布、総理府令第40号)は、以下のように三士の採用年齢・試験科目を定めた。

第24条 ……陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官(以下「陸曹候補者等」という。)に採用する場合にあっては3等陸士3等海士又は3等空士にそれぞれ採用するものとする。

- 2 長官の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する。

自衛官に採用する場合には、前項の規定にかかわらず長官の定める階級に採用することができる。

第25条 左の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれについて定める年齢の範囲内において長官の定める年齢の者から行うものとする。

- 1 3等陸士、3等海士又は3等空士 年齢15歳以上18歳未満
- 2 2等陸士、2等海士又は2等空士 年齢18歳以上27歳未満
- 3 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢22歳以上30歳未満

第26条 2等陸士、2等海士、2等空士、3等陸士、3等海士又は3等空士を採用するための試験は、左に掲げる科目につき、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度の学力について試験するものとする。

- 1 国語
- 2 数学
- 3 社会

2 前項に規定する筆記試験において、長官が必要と認める場合には、同項

各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。

最下級の三士は、15歳以上18歳未満の中学校卒業者を「曹候補者」すなわち下士官候補者として採用する制度である。

2 「自衛隊生徒の任用に関する訓令」

自衛隊生徒の法制上の位置が明らかになるのは、「自衛隊生徒の任用に関する訓令」(1955年8月15日、防衛庁訓令第51号)においてである。第1条は、自衛隊生徒は「自衛隊法施行規則」第24条第2項により三士として採用する「特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する」曹候補者と規定した。

同訓令の要点は以下のようである。

(1)生徒の期間は4年。(第2条)

(2)生徒が従事する業務は、陸上は通信・武器・施設、海上は通信・水測、航空は通信・レーダー・整備とする。(第3条)

(3)受験資格は、日本籍を有する男子で、試験の日以後における最初の4月1日において年齢15歳以上17歳未満の中学校卒業者とする。試験方法は、筆記試験・身体検査・口述試験・適性検査とする。(第4条)

(4)教育訓練課程は、陸上は陸上幕僚長、海上は海上幕僚長、航空は航空幕僚長が防衛庁長官の承認を得て定める。(第5条)

(5)採用後1年6月を経過して二士に、その6月後に一士に、その1年後に士長に昇進させ、生徒期間終了時に3曹に昇任させる。(第7条)

(6)生徒は営舎内に居住しなければならない。(第10条)

(7)訓令施行以前に採用した三士は、生徒に採用されたものとみなす。(附則

2)⁹

「自衛隊法」第36条は、三士の任期を陸上自衛隊では2年、海上・航空自衛隊では3年と定め、「自衛隊法施行規則」第24条第1項は、曹候補者を三士として採用すると定めており、一般に三士の自衛官が存在するよう規定している。ところが、三士を一般に募集することはない。二士の採用条件は、18歳以上27歳未満、中学校卒業程度の学力試験を課すことであった。ここには当然中学校を最

終學歷とする者が含まれる。一方、三士の採用年齢は15歳から18歳未満であった(「自衛隊法施行規則」第25条)から、高等学校を卒業してから三士となることは不可能であり、三士は中学校を最終學歷とするもののみで構成されることになる。三士は自衛隊生徒にのみ適用される階級なのである。

防衛庁は、自衛隊生徒の募集実施の10カ月後に「自衛隊生徒の任用に関する訓令」を定めて、自衛隊生徒の法制上の根拠を明確にした。

「自衛隊法施行令」が「学校」に「陸上自衛隊少年工学校」を加えた(第33条の2)のは、ようやく同施行令改正(1963年7月15日、政令第254号)によってである。この訓令以外に自衛隊生徒を明文的に規定した法令はない。

自衛隊生徒の発足と第1期生の募集

1 第1期自衛隊生徒の募集

1954年9月1日付『朝日新聞』は、「年少隊員募集/来年度から」と見出しを掲げて、自衛隊生徒の創設を次のように伝えた。自衛隊生徒が人々の耳目に触れた最初である。

防衛庁は来年度から新たに、戦時中の「予科練」と同じ主旨の航空関係自衛隊員を募集することになる模様である。現在の自衛隊員は満十八歳以上であるが、来年度から予定されている航空関係自衛隊員は新制中学卒業程度の満十六歳から十八歳までの年少隊員で、二年ないし三年の教育を受けたのち海上自衛隊航空機の操縦および航空・海上自衛隊の通信・整備などの技術を担当する予定である。

この報道は、陸上自衛隊生徒については言及がない。また、実際に発足した自衛隊生徒とは年齢構成の点で異なる。

別の新聞は「防衛庁は十月募集する陸上少年自衛隊について来年度から少年飛行兵制度の創設を考慮」(『毎日新聞』1954年9月1日付)と、陸上自衛隊が航空要員養成を構想していると報じた。

『秋田魁新報』は、海上自衛隊対潜水艦警戒攻撃機操縦要員として「新制中学卒業程度の少年隊員(満十六 十八歳)を採用することになり来年度予算でその実施を検討しているが、かつての海軍飛行予科練習生の復活として注目される」と報じた。同記事は陸上自衛隊は車輜・通信修理要員、航空自衛隊は整備要員として「少年隊員の採用を考慮しており青少年教育に及ぼす影響が注目され

る」とも報じた。いまだ検討の途上にあるかの如くである。

調べた限り、いずれの新聞も、航空要員確保に重点をおき、海軍飛行予科練習生（予科練）復活を印象付ける記事を掲げた。

1954年11月、自衛隊生徒は一気に明瞭となった。防衛庁が「自衛隊三等陸海空士志願案内」を配布したからである。防衛庁人事局は、募集は素質優秀で学業成績優秀であるが、経済的都合等により上級の学校に進みえないものを広く求める趣旨から、広報宣伝の重点指向を僻地の農漁村におき、次のような措置をとったと述べている。

ア 防衛庁として新聞（中央紙及び地方紙）を利用して、11月10日募集広告を行った。

イ 志願案内を陸上幕僚監部で作成し、各総監部に配布した。

ウ 各総監部は志願案内を募集担当部隊及び担当区域内の駐屯地部隊に配布するとともに都道府県知事に協力を依頼した。

エ 募集担当部隊は都道府県庁を通じて市町村役場及び中学校に志願者の勧誘を依頼した¹⁰。

「志願案内」には、「防衛庁では自衛隊で必要とする技術部門の陸、海、空曹を養成するために、年少な隊員を募集することとなりました。将来特殊の技能を習得しその技術者として祖国防衛に当らうとする少年諸君が、奮って志望されることを期待しております」と前書きしたうえで、以下のような条件を掲げていた。

（1）志願資格

日本国籍を有し、1955年4月1日に、満15歳以上17歳未満の男子で、自衛隊に長期勤務の意志を有すること。

中学校卒業者又は1955年3月卒業見込の者であること。

心身強健で身長152cm以上、胸囲身長の1/2以上、体重43kg以上、両眼の裸眼視力0.6（海士0.8）以上であること。

（2）採用人員

陸士要員 約140名（武器、通信、施設要員）。

海士要員 約120名（通信及び水測要員）。

空士要員 約50名（通信要員）。

（3）任用及び身分取扱い

三等陸（海空）士に採用後、おおむね4箇年を経て三等陸（海空）曹に昇任する。成績によって幹部に昇任することもできる。

(4) 志願受付期間

1954年11月20日～12月20日

(5) 志願手続

志願票に所定の事項を記載し、中学校長の学業成績証明書・返信用封筒を添えて、募集担当部隊へ提出又は郵送する。

(6) 試験

第一次試験は中学校卒業程度の学力について、国語、数学、社会、英語、理科について実施する。試験日は1955年1月9日、午前9時から2時間。第二次試験は、第一次試験合格者について、身体検査、人物考査（面接）適性検査を実施する。試験日は1955年1月22日または23日のいずれか。1955年3月20日までに採否を決定。

(7) 入隊予定部隊

陸士通信要員は陸上自衛隊通信学校（神奈川県横須賀市）、陸士武器要員は陸上自衛隊武器学校（茨城県稲敷郡阿見町）、陸士施設要員は陸上自衛隊施設学校（茨城県吉田郡勝田町）。

海士は舞鶴練習隊（予定）。

空士は第一教育隊（山口県防府市）。

(8) 待遇

月5,400円程度の給与支給、宿舎に居住、被服・食事を無料支給¹¹。

防衛庁の計画では、陸士140名の内訳は、通信60名、武器60名、施設20名、海士120名は、通信100名、水測20名となっていた¹²。

1954年11月18日付『毎日新聞』は、自衛隊生徒の概略に触れながら、「少年自衛隊員の構想は旧陸海軍の少年戦車兵、少年航空兵などの制度にならうものであり、そのねらいも将来自衛隊の中堅幹部として高度の技術を身につけることにおかれている」と説明した。

防衛庁は、自衛隊生徒の募集を1954年11月20日に開始し、12月20日に締め切った。1954年12月24日付『朝日新聞』は「少年自衛隊/応募数意外にのびる」と見出しを付して、「予想をはるかに上回る」応募状況であると報じた。同

記事によれば、防衛庁は応募者が 12,000 人を超え、定員の 38 倍にも達した理由を次のように説明した。

10 代は戦争の惨禍について 20 代以上のものにくらべ受け方もちがい「防衛」に対する考え方もちがう。

入隊して技術が覚えられるばかりでなく新制中卒だけの資格で 5,400 円の給料がもらえる。

『アサヒグラフ』(1955 年 1 月 26 日、4 ~ 5 頁)は、「月俸 5,400 円の魅力 少年自衛隊を生む村」という記事を掲載した。29 人が志願した鹿児島県揖宿郡喜入村の様子を伝えたものである。記事は写真数葉とともに、「村の者は政治的関心がウスイ……いまのようにデフレで出稼ぎも自由にならない現況である以上、少年自衛隊への志願も当然」という教師の言を載せている。

防衛庁は、第 1 次試験を 1955 年 1 月 9 日、第 2 次試験を 1 月 22 ~ 23 日に実施し、3 月 15 日に採用通知を送付した。

2 第 1 期自衛隊生徒の応募状況と採用

第 1 期自衛隊生徒の志願者・採用数等は以下のようであった。

	陸上	海上	航空	合計
志願者	7,653	2,640	1,750	12,043
第1次試験欠席者	625	197	121	943
第1次試験受験者	7,028	2,443	1,629	11,100
第1次試験合格者				1,409
第2次試験欠席者				47
第2次試験受験者	622	518	222	1,362
第2次試験合格者 (仮合格者)				560
採用通知送付者				361
辞退者				45
入隊者	140	116	60	316

(出典) 防衛庁人事局人事第二課編・発行『募集十年史』(中巻、1961 年、85 ~ 87 頁)から作成。

大村清一防衛庁長官は、次のように応募状況に満足の意を表明した。

本国の自衛は絶対にやらねばならぬ。そしてできるだけ早く米軍撤退の状況をつくりあげることが当然のことだ。自衛隊は無謀な戦争をやらぬという認識も深まり、祖国を思う青少年の胸をこの自衛精神が打ったのだと思う。驚くべき多数の応募者があったことは、防衛の第一線に立つ優秀な青少年が得られると確信する。実に結構なことだ¹³。

『毎日新聞』が伝えた応募者の動向を摘記すれば以下のものである。

1955年3月卒業見込みの者が圧倒的で、1954年3月卒業の者の2倍である。

農漁村出身者が多い。

動機の大半は就職難。

「日本再建のため」などと幼いながらはっきり意思表示をするものには、成績がよいが家庭の事情で進学できず志願したものが多い。

九州では農家出身者が多いが、福岡県では「炭鉱不振を反映して“山の子”が多」い。

父兄のたつての願いに推薦状を出した学校がある。(北海道)

少年院からの応募者がいる。(北海道)

「現在の中学生在が卒業して二〇才ごろになると徴兵制度になりそうだ。いまから入隊させておけば技術も早く修得できる」と中流の志望者の父兄は語る。

(群馬)

「ボクの将来は空にある。服装もいいし科学兵器に魅力を感じる……先生から少年自衛隊の話聞いた、両親は進学をすすめるが、ボクは飛行機乗りになりたい」という少年がいる。(山梨、新潟)(以上は1954年12月21日付)

サイパンで戦死した飛行将校だった父親の遺志をつぎたいという太平洋戦争の遺族。

官費で技術修得(以上は1955年1月9日付、夕刊)

上記記事から応募者の動向を判断することは難しい。しかし、応募資格を15～17歳としているにもかかわらず、既卒業者よりも在学者の応募者が大幅に上回ったことは、自衛隊生徒の募集が子どもを日常的に捕捉している学校に依存しているという点で重要な事実である。

保安隊から自衛隊への再編をめぐる新聞報道から、小学生である僕も自衛隊は

軍隊と考えていた。1954年には、15歳にして既に職業軍人として生きることを定めていた少年たちが、少なからずいたということだ。先の『アサヒグラフ』によれば、鹿児島県揖宿郡喜入村では、戦争中に、1戸から平均1名以上、4,420名が出征し、15%が戦死し、村には101名の傷痍軍人がいるという。「にもかかわらず、かつて村から出た145名の少年兵のあとを追うものがあとをたたぬ」とも述べる。

1955年4月7日、陸上自衛隊生徒は、陸上自衛隊通信学校・武器学校・施設学校の各生徒教育隊へ入校した。

防衛庁は、各学校生徒隊として発足した自衛隊生徒を、1959年8月15日に陸上自衛隊武山駐屯地に陸上自衛隊生徒教育隊へと統合し、1963年8月15日には陸上自衛隊少年工科学校へと改称した。

自衛隊生徒に対する教職員組合の対応

新聞・雑誌をみた限りでは、1954年9月1日に新聞が自衛隊生徒の発足を伝えて以降、現在にいたるまで、国民の反応が活発であったとは言えない。奥山昭一「再び少年を戦場に送るな」(1954年12月22日付『秋田魁新報』「読者の声」欄)、加賀谷謹之助(秋田県教職員組合書記長)「教師は求めに応じ得ず 少年自衛隊募集の依頼」(1954年12月23日付『朝日新聞』「論壇」欄)、原田初代の投書(1954年12月28日付『朝日新聞』「ひととき」欄)などは、表に現れた数少ない国民の「声」である。そして、社会的な組織だった反応としては、わずかに教職員組合の動向を知り得るのみである。以下に、自衛隊生徒に対する教職員組合の対応を、最も際立っていた秋田県教職員組合を中心に追う。

すでに述べたように、防衛庁は自衛隊生徒の募集に際し、都道府県を通じて中学校に自衛隊生徒の募集協力を依頼した。いくつかの府県は、各中学校に対して趣旨説明・募集協力を行うように指示したもようである。

秋田県の志願者は陸海空合わせて237名であった¹⁴。そのほとんどは新聞と教員の説明によって募集を知ったという¹⁵。教員が自衛隊生徒の募集について説明していたのである。秋田県教職員組合は、「募集要項を教師はどう説明し、その心境はどうであったか」と、10名の教員の対応例をあげている。校長や他の教員との関わりに言及した例を次に掲げる。

役場から「極力応募願いたい」旨の依頼通知がきているが、どうも積極的

には進められない。終戦後八年の学校経営の核心であった平和教育が、今までは口でいってきたのがこんどは生身にこたえる感がする。職員会議や職場会で話合わないで、係からの要項をそのままうけついでことはまずかった。

3年学年部会では、握りつぶそうと話合いがあったが、校長・教務に相談にいったところ「きたものだから、あっさり通知ということでよくないか」と言われ、形ばかりの説明したが、もっと取扱いにつき考慮があって然るべきでないか？¹⁶

募集締め切りの直前、1954年12月17日、秋田県教職員組合は執行委員長名で各分会委員長宛に「少年自衛隊員募集をめぐる問題についての見解」を示した。「見解」は「こどもの幸福をねがう平和教育の実践の中に正しい就職対策をうちたてることを基本」とし、以下のような方針を明らかにした。

教え子が平和産業、郷土産業へ就職するようあらゆる努力を払う。

自衛隊の違憲性などを話し合う。

自衛隊募集書類は職業安定所を経由させ、役場・地教委へはそこで留めるよう要請し、学校では募集しないようにする¹⁷。

秋田県教組は分会ごとに「就職対策委員会を設置し、教育委員会、市町村、各官庁、会社などの代表を集めて就職先の開拓を行う」こととした¹⁸。

文部省は、1954年12月18日、秋田県教組の対応を、教育委員会法・教育二法（「教育公務員特例法」「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」。いずれも1954年6月3日公布、6月13日施行）に「違法」する疑いがあると批判した。1954年12月19日付『毎日新聞』によれば、文部省の見解は以下のとおり。

自衛隊は憲法によらず、国民の総意を反映せずに創立されたと説明したり教えたりするのは、偏向教育である。

組合が学校当局に自衛隊募集協力を止めるよう働きかけることは、教育行政・学校管理上不当だ。

これにたいして、日教組は、1954年12月22日に「日教組本部の見解」を発表し、「募集行為に対して学校は、無条件に協力しなければならない法的根拠」はないと反論した¹⁹。

岩手県教組は、1954年12月22日に非協力を決議し²⁰、1955年1月13日には福島県教組が募集反対を決定した²¹。

秋田県教職員組合の立場も確認しておく。

……少年自衛隊の募集が開始され、直接に中学校がその募集窓口とされることとなった。事態を重視した秋教組では、平和教育の立場を貫く観点からこの募集を拒否する態度をきめ、希望者がいる時も極力平和産業部門に進路指導することにし、また県教委に対しては「職業安定所を通さない委託業務を学校にひきうけさせないこと。憲法の趣旨から自衛隊側に学校への応募協力を撤回させること」を要求した。当初推定の応募者は大巾に減少したが、204名が受験しその大半は農家の二、三男、しかも小農であることが明らかにされ貧困と不遇家庭環境にある生徒が多かった²²。

1955年1月19日、日教組・防衛庁は以下のような「了解」を確認した。

- 一、自衛隊の募集にさいしては他の一般の職業と別扱いしない。
- 一、教育委員会や学校を募集の窓口としない。
- 一、少年隊員の募集にさいしてはその周知徹底の意味で一般隊員が直接学校などに出向いたが、問題もあるので文部省と協議のうえ防衛庁で善処する。
- 一、募集事務につきこんど新方式をとるときは事前に日教組に連絡する²³。

「了解」は、教職員組合の反対運動の達成であった。秋田、岩手、福島以外には組織的な反対運動はありそうにない。しかも、自衛隊生徒発足の防衛庁方針が明らかになった時点ではなく、学校に募集事務の依頼があって後に教職員組合が対応したということが重要である。

日教組は、自衛隊生徒募集に反対する運動が広がりをみなかったことについて、次のように述べている。

一般には必ずしも積極的な活動が出来ない状態であった。翌一九五五年一月長野で開催された教研集会でも日教組の平和教育、平和運動にとって重要なこの問題は全体のものとして深く且つ広く議論されなかった。このことは「教え子を再び戦場に送るな」というスローガンが教師の行動を支えるものとして、主体的にかつ深くとらえられていないことを示すものであった²⁴。

ただ、1956年度の募集人員を、陸上自衛隊が140人から300人へ、航空自衛隊が50人から100人へと増員（海上自衛隊は100人と変わらず）したにもかかわらず

ならず、応募者が陸上自衛隊 6,197 人、海上自衛隊 1,727 人、航空自衛隊 1,349 人といずれも第 1 回より減少した理由を、防衛庁が次のように説明していることは注意しておいてよい。

試験が難しいことが一般に知られて受験を差控えた。

日教組、特に秋田・岩手県教組の反対運動が間接的に効果を現している²⁵。ところで、安田武は、秋田県教組が自衛隊生徒の問題を就職問題と把握したことに対して、次のように述べた。

……入隊して自衛隊員になった二人は、農業外の収入によって、地域では恵まれた家庭の長男及び三男、これを思い止どまったのは、五人兄弟の貧しい専業農家の三男であった。

三者ともに共通な志願の動機を探れば、たったひとつ。いずれも成績が優秀で、本人が進学の希望に燃えている、ということのみであった。けれども進学の志望を阻むものは、必ずしも、家庭における経済的な事情だけが、共通の原因ではなかった。N 君の場合には、むしろ立派な父親があり、その父親の人生に対するひとつの信念、そして子供への確信に充ちていて、聡明であるが内攻的な性格の少年は、この父親の意見に従った。T 君の場合には、頑固な“軍人氣質”の抜けぬ父親があり、継子に冷淡な継母と異母妹がいて、少年自から、むしろ外へ出ることを希望しておったと思われる。K 君の場合だけが、志願の理由を、家庭生活の貧困に求めることができるようだ。だから、それは強いていえば「就職問題」ではなくて、「進学問題」というべきであろう²⁶。

K は、担任の教師に「お金のかからねおどさえて、勉強しでやくて……」と話していた²⁷。1954 年度の高等学校への進学率は 50.9 % であった²⁸。安田は、就職問題問題・農家の二三男問題ではなく、「進学問題」だ、自衛隊生徒へ進むのは高等学校に進学するのと同じだ、向学心の強い勉学熱心な少年が志願したと述べたのである。卓見である。

自衛隊生徒と高等学校卒業資格　むすびにかえて

陸上自衛隊生徒は 1961 年 4 月採用の第 7 期生から、神奈川県立湘南高等学校通信制卒業資格を取得できることとなった。当時の陸上自衛隊生徒教育隊関係者は、1960 年夏から秋にかけて湘南高校通信制入学について高校側との折衝を始

めと回想している。「生徒教育の主要部を占める教科目の大部分が、実質において一般高校のそれとほとんど変りない」にもかかわらず、公的資格との関連を認められない事態を打開するためとだという。「陸幕当局と折衝の結果『万難を排して翌三十六年度から通信制との連携を期するよう』との中央の指令が下された」とも記している²⁹。一方、湘南高校通信制主事畠山忠（在職は1950年4月～1962年3月）は、生徒教育隊から1950年10月に「申込みがあって、二月県会で予算が通りました」と述べている³⁰。彼は「上からおりてきたというよりも、少工校内部からおこってきたというのが事実」と述べている³¹。神奈川県と湘南高校通信制は、「規則上の手続きを必要としない『集団入学』という方便を用い」て、陸上自衛隊生徒教育隊の要請に応えた³²。神奈川県は、1954年以降神奈川県愛林青年訓練所（林業技術者養成施設）入所生全員を、入学要件である個人面接を省いて、湘南高校通信制に入学させていた。その「実績」を踏まえた措置である³³。

安田武・黒田耀一は、第1・2期生には、生徒修了後防衛大学校へ進学できると考えて入隊した者が「かなりの数」いたが、防大進学の方途はなく、生涯下級幹部にとどまるとわかって、深刻な動揺がおり帰郷者も出た、と述べている³⁴。

「学歴についてはいろいろな悩みがあった。……要望事項として、高校卒業資格をとか、一般の制服ではなく生徒らしい服装をといろいろな懇談会で発言した」という一等陸尉（第2期生）の回想³⁵は、自衛隊生徒制度にとって高等学校卒業資格の取得が、重要な意味を有していたことを示唆している。防衛大学校入学あるいは一般大学を経て幹部候補生となるにも高卒資格は必要であった。自衛隊生徒修了と同時に高卒資格を認めることで、自衛隊生徒は「進学先」のひとつとなり、出願者の確保を容易にした。同時に、自衛隊生徒は高等学校進学者の増加という事態と競合することにもなった。そして、高卒資格を取得した自衛隊生徒出身者は、学歴との新たな格闘を強いられることにもなったのである。

1955年4月に第1期陸上自衛隊生徒となった140名の少年たちは、1959年4月には三等陸曹となった。生徒在任中に20名が進路を変更し、三等陸曹となったのは120名であった。三曹となった120名の73.33%にあたる88名は下士官在任中に退職した。26.67%にあたる32名は将校（幹部）となった。32名の階級は以下のとおり。

採用数	卒業者 (卒業率)	三 尉	二 尉	一 尉	三 佐	二 佐	一 佐	将 補	将	合 計 (将校/卒業者)
140	120 (85.71)	5	2	3	18	3	1	0	0	32 (26.67)

(出典)少年工科学校創立 40 周年記念誌編集委員会編 『少年工科学校創立 40 周年記念誌』 145 頁から作成。

32 名中 25 名は「内部幹部候補生」を、7 名は「選考幹部候補生」を経て昇進した³⁶。「内部幹部候補生」「選考幹部候補生」は、いずれも高卒・大卒資格を要しない、学歴とは無縁の内部昇進制度である³⁷。

1955 年の少年兵たちは 1995 年 3 月に全員退職した。

1 これは宣伝文句ではない。『防衛白書 2000 年度』の英語版である“DEFENSE OF JAPAN 2000”(アーバン・コネクションズ、2001 年、p.105)は、自衛隊生徒に youth cadets の訳語をあてている。

2 青木慶太郎氏から複写の提供を受けた。今年度も同様の説明会があり、僕は、2001 年 11 月 18 日、札幌地方連絡部南部地区隊主催説明会(札幌市清田区民センター)、同西部地区隊主催説明会(同西区民センター)に参加した。両会場で上映した自衛隊生徒紹介ビデオテープの冒頭には「キミは自立できるか」とあった。町内会を通じた案内文書は、遠藤華奈子・三上敦史両氏から提供を受けた。

3 安田武は、『少年自衛隊』(東書房、1956 年、49～50 頁)で「少年自衛隊の問題に関して、従来その実態を調査したり報告したりした人は、私の知るかぎり、加藤子明君とラジオ東京社会部の橋本洋二君である」と述べている。加藤子明・橋本洋二の仕事は未見。北海道立図書館が『少年自衛隊』を所蔵していることは金山聖子氏の御教示による。

4 安田武・黒木耀一「卒業した少年自衛隊」『教育』1959 年 7 月号、95 頁。安田らは、ジャーナリズムが第 2 期以降の自衛隊生徒募集に無関心であり、日教組第 6 次教研集会(1957 年)では「少年自衛隊に関する報告は、一件もなかった」と批判している。

- 5 少年工科学校創立 40 周年記念誌編集委員会編、『少年工科学校創立 40 周年記念誌』少年工科学校、1995 年、17 頁、陸上自衛隊少年工科学校所蔵。
- 6 前掲『少年自衛隊』10～11 頁。
- 7 『第十九回国会参議院会議録』第 20 号、1954 年 3 月 18 日、280 頁。
- 8 『第十九回国会参議院内閣委員会会議録』第 45 号、1954 年 5 月 27 日、3 頁。矢嶋が依拠したという「書面」が何を指すのかは不明である。
- 9 「自衛隊生徒の任用に関する訓令」は『防衛庁関係法令集』庁訓編(2)に拠った。「同訓令」は、1961・71・78・80 年の改正を経ている。ここでは防衛庁訓令第 21 号(1971 年 4 月 1 日)による「同訓令」改正前の条文を載せてある。防衛庁公報』第 526 号、1971 年 4 月 30 日。他の改正は『防衛庁公報』には未登載、防衛庁図書館所蔵。ちなみに、1971 年改正では第 4 条中「及び水測」を「、水測及び電子整備」に改めた。
- 10 防衛庁人事局人事第二課編『募集十年史』中巻、防衛庁、1961 年、85 頁。「広告」は未見。
- 11 秋田県教職員組合「昭和廿九年四月以降 中央執行委員会議事録綴」、秋田県教職員組合所蔵。秋田県教職員組合が資料として翻刻した。オリジナルは未見。
- 12 前掲『募集十年史』中巻、85 頁。
- 13 『朝日新聞』1954 年 12 月 24 日付。縮刷版によった。
- 14 『秋田魁新報』1955 年 1 月 10 日付。
- 15 秋田県教職員組合『少年自衛隊応募をめぐる情勢と今後の運動の発展について(一九五五・一・一三 中斗)』1 頁、日本教育図書館所蔵。
- 16 『同上』3～4 頁。
- 17 秋田県教職員組合「昭和廿九年四月以降 中央執行委員会議事録綴」。秋田県教職員組合所蔵。
- 18 『毎日新聞』1954 年 12 月 19 日付。
- 19 日本教職員組合「第十二回定期大会 一九五四年度経過報告」75 頁、日本教育図書館所蔵。
- 20 『毎日新聞』1954 年 12 月 23 日付。
- 21 『同上』1955 年 1 月 14 日付。
- 22 秋田県教職員組合二十年史編集委員会編『秋教組この二十年』秋田県教職

員組合、1967年、18頁。

23 『秋田魁新報』1950年1月21付。

24 日本教職員組合編・発行『日教組十年史』1958年、779頁。

25 前掲『少年自衛隊』46～47頁。

26 『同上』48頁。

27 『同上』42頁。

28 文部省調査局編・発行『文部統計要覧 昭和31年度版』1957年、61頁。

29 小橋清茂「『集団入学』の回顧と展望」、神奈川県立湘南高等学校通信制編集・発行『通信制のあゆみ』1966年、28～29頁。少年工科学校創立25周年記念誌編集委員会編『少年工科学校 二十五周年記念誌』（少年工科学校、1979年、26頁、陸上自衛隊少年工科学校所蔵）は、1960年11月ごろから「通信制学校入学の検討がすすむ。12月には次年度よりの入学決定」と記している。

30 『同上』21頁。座談会「通信制発足の頃」における発言。在職期間は神奈川県立湘南高等学校通信制編・発行『湘南通信40年記念誌』（1989年、56頁、神奈川県立湘南高等学校所蔵）によった。

31 同上。「防衛庁、文部省、自民党、教育庁が一つの線を出していたのではないか」との問いに応えた発言である。

32 大西昭「安定の時代から展開の時代へ」、神奈川県立湘南高等学校通信制編・発行『通信制30年のあゆみ』1979年、6頁。

33 前掲『通信制のあゆみ』（27頁）は「当所入所生は、本科一年に入所と同時に集団的に通信制入学試験を受験させ」通信制生徒としたと述べている。

34 前掲「卒業した少年自衛隊」98頁。

35 前掲『少年工科学校 二十五周年記念誌』100頁。

36 前掲『少年工科学校創立40周年記念誌』15・143・147頁。

37 陸上自衛隊生徒出身将校は、1994年4月1日現在で、第2期が247名中105名（42.51%）、第3期が311名中149名（47.91%）、第4期が303名中141名（46.57%）と、増加傾向をたどった。下士官養成機関という位置づけにもかかわらず、自衛隊生徒は将校の供給源でもあった。将校定員の確保と意欲・志気昂揚など人事理の両面から、昇進は不可欠の施策であった。「目的はあくまでも陸曹である。防大等は表面に出さないでがっちりとした職種の中堅になるように」

(一等陸尉、第6期生)「入校すれば4年後のことを話題にするようではいけない」(二等陸尉、第11期生)という発言(前掲『少年工科学校 二十五周年記念誌』104頁)は、下士官が単なる通過点となるなら、自衛隊の根幹が揺らぐという矛盾を垣間見せてもいる。